

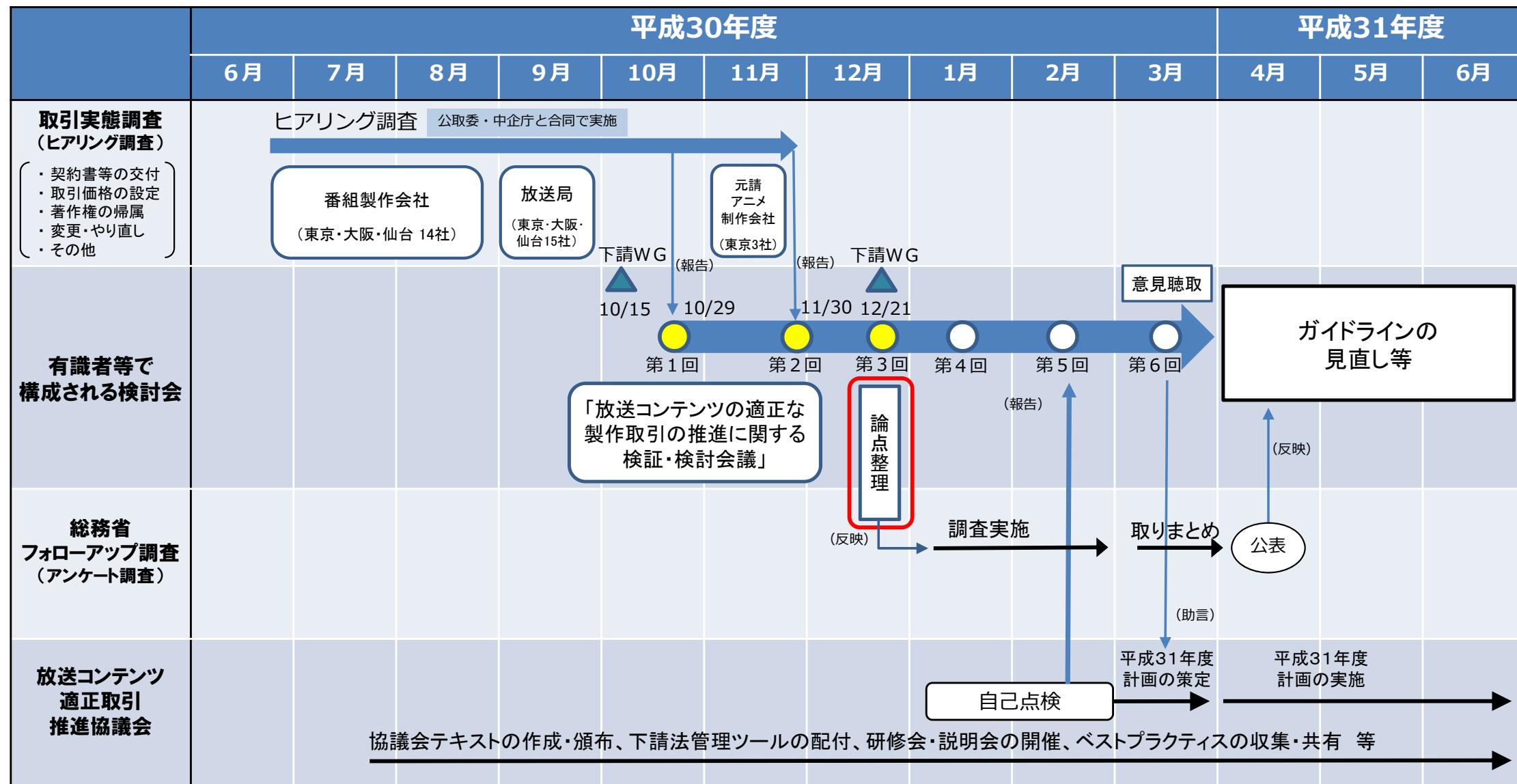
放送コンテンツ(アニメ含む)の適正な製作取引の推進 に関する取組状況(論点整理)

平成30年12月21日
総務省
経済産業省

放送コンテンツ（全体）の適正な製作取引の推進に関する取組状況

1

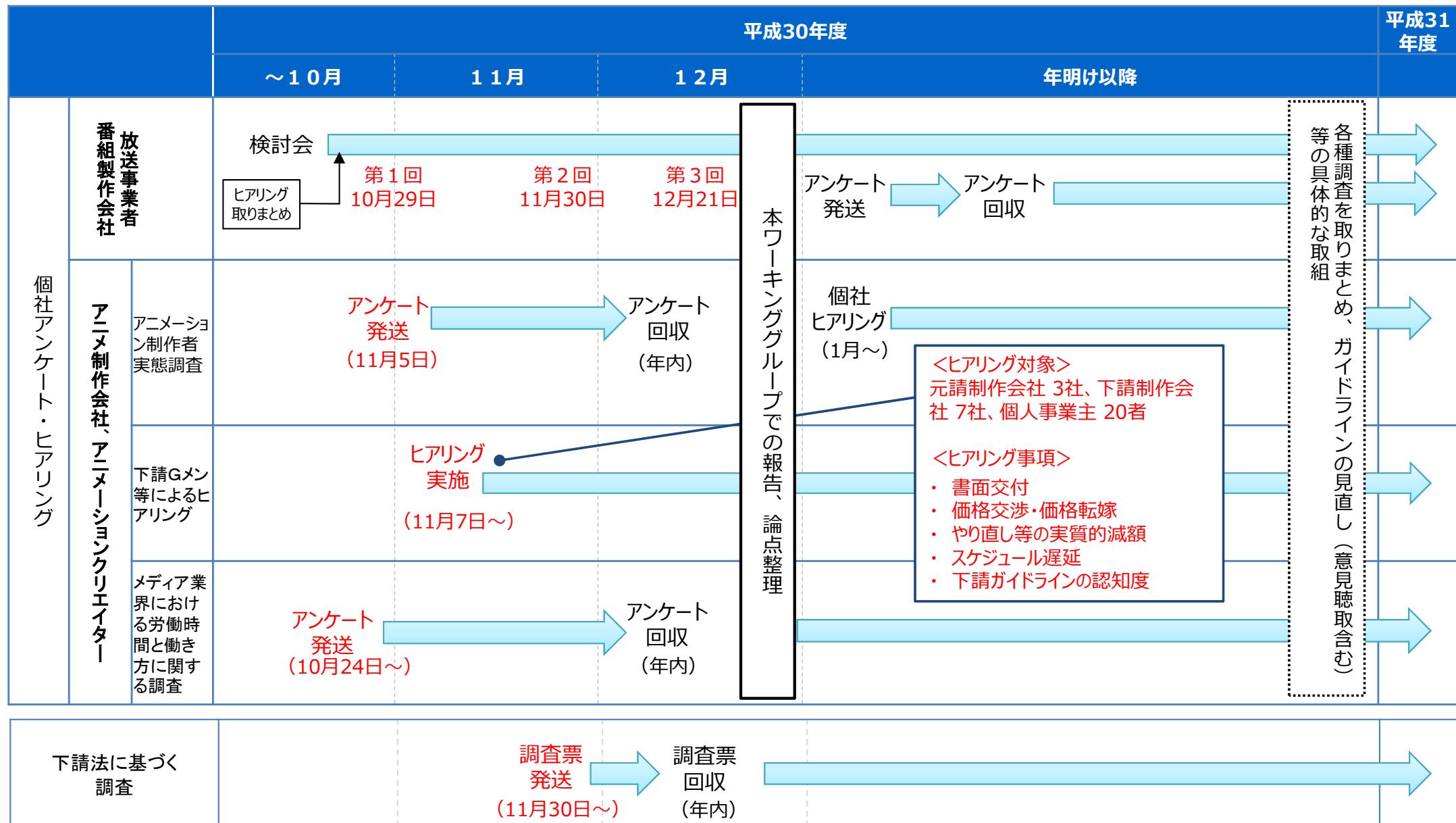
- 番組製作会社及び放送事業者に対する取引実態調査(ヒアリング調査)を実施。
- 有識者等で構成される検証・検討会議を総務省に設置し、ヒアリング結果の評価・分析等を実施。
- 総務省ガイドラインのフォローアップ調査を来年1~2月に実施予定。
- 放送事業者及び番組製作会社等により構成される放送コンテンツ適正取引推進協議会において、自主的な取組を推進。



放送コンテンツ（アニメ）の適正な製作取引に関する取組状況

2

TV番組（アニメ）製作取引に関するアニメ制作会社・クリエイターについてヒアリングやアンケートによる調査を実施。



1 目的

良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者と番組製作会社との間の放送コンテンツの適正な製作取引を一層推進するため、総務省及び民間における関係の取組について、専門的見地から助言を得ること等を目的として、学識経験者等で構成される会議を開催する。(情報流通行政局長の会合として開催)

2 主な検討事項

- (1) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」のフォローアップ調査結果に対する評価・分析及び次回調査内容に係る助言
- (2) 総務省による取引実態調査(ヒアリング調査)の結果に対する評価・分析
- (3) 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」における推進計画の自己点検等に係る連携
- (4) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しなど放送コンテンツの適正な製作取引を促進するために講ずべき措置

※ 会議は原則非公開。議事概要や公開可能な資料を事後にHP上で公開。

3 スケジュール

- 平成30年10月 設置 (10月29日(月)第一回会合開催)
12月 論点整理
平成31年 春 第一次取りまとめ
(以降、定期的に開催)

4 構成員

(敬称略)

座長	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
座長代理	新美 育文	明治大学法学部教授
	上杉 達也	パートナー弁護士(TH総合法律事務所)
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授
	酒井 麻千子	東京大学大学院情報学環特任助教
	長谷河 亜希子	弘前大学人文社会科学部准教授

(オブザーバー)

- ・ 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
- ・ 文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室
- ・ 経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
- ・ 中小企業庁事業環境部取引課
- ・ 放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局
(日本民間放送連盟及び全日本テレビ番組製作社連盟)

取引の実態について（ヒアリング調査結果の概要）①（ドラマ等）

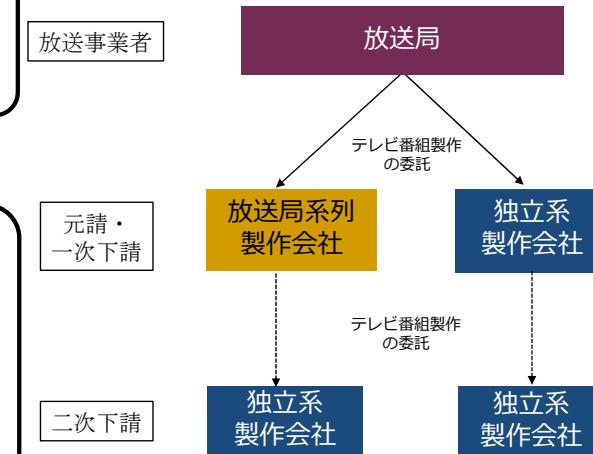
○ 下請構造

- 放送番組（ドラマ、バラエティ等のテレビ番組）の製作委託の受注構造は、多くは1層構造である。

【参考：総務省平成29年度フォローアップ調査】

○放送局から元請・一次として受注⇒76.5% ○元請・一次から二次として受注⇒21.2% ○三次下請として受注⇒0.5%

放送コンテンツ分野の下請構造（イメージ図）



○ 取引価格の設定等

- ほぼ全ての取引で事前に協議が行われているが、十分でないと捉えられるケースもあり。
- 見積書は作成されている場合とされていない場合がある。
- 受発注相互の「相場観」、「値頃感」を基に協議（交渉）が行われていることが多い。
- 著作権の帰属に関する事前協議の有無、取引内容の変更・やり直し等について、放送局と製作会社との間で一部認識の差が見られた。（総務省平成29年度フォローアップ調査結果と同様）

○ 地域性

- 会社の規模も予算も圧倒的に東京が大きい（強い）。
- 大阪には、全国ネットの番組の完パケ発注ができるような番組製作会社は（東京と比べて）少ない。
- 地方では、製作会社も人材も少なく（相互に知った仲なので）、一方的なやり直しを言いつけることは難しい。

○ 事業者規模

[放送事業者]

- キー局は、組織・予算・事業の規模がいずれも大きく、番組製作能力や交渉力などがあるが、ローカル局は、予算規模が小さく、製作する番組が限られており、二次利用も少ない。

[番組製作会社]

- 大手は、手続きや法令関係に精通して交渉力があり、権利関係に対する意識が比較的明確であるが、中小は、権利の主張よりも、受注案件の獲得・履行を優先。

○ 契約書・発注書の交付

- 製作委員会方式においては、構成員間で交わす「製作委員会契約書」と、製作委員会の幹事会社がアニメ制作会社に制作を委託する「制作委託契約書」の2つがあり、前者には、出資額、用途、二次利用の窓口・収入の配分額等が記載。
- クリエイターとの契約においては、書面の交付はほぼなく、口頭、メール、SNSで受注。

○ 取引価格の決定

- 元請（製作委員会からの一次請）においては、制作費は協議の上決まっており、一方的に決まっているということではない。
- 下請及びクリエイターにおいては、制作費は予算ありきの言い値であり、協議は全くできない。

○ 著作権の帰属

- 著作権は、製作委員会に帰属するのが一般的で、製作委員会の構成員が出資比率に応じて保有する。

○ 取引内容の変更及びやり直し

- 製作委員会の構成員がやり直しを要請することはあるが、アニメ制作会社の責めに帰すべき事由でない変更等については、発注側（製作委員会）の負担となる。
- 下請からの声として、元請でOKが出ても製作委員会で直しを求められることがある。その場合の費用も下請負担。

○ スケジュール管理

- 製作委員会、クリエイターそれぞれのこだわりでスケジュールが遅れることがある。
- 前工程が遅れると、以降の後工程が全て遅れる。掛け持ちの場合、他の作品のスケジュールにも影響。

○ ガイドラインの認知度

- 下請ガイドライン（アニメ）の存在すら知らない。存在を知っている場合も、大部のため読めない。

論点整理 ①

1. 契約書・発注書の交付

- [フォローアップ調査における回答割合の違い（書面交付の有無）について] 放送事業者は、下請法対象の情報成果物作成委託については必ず発注書（及び、多くの場合は契約書）を交付していたとする一方、製作会社は、下請法対象以外の役務委託（再委託を除く。）などの案件において、書面の交付がなかったことがあると回答した社があったのではないか。

[総務省平成29年度フォローアップ調査「発注書の書面の交付が行われていない場合があった」 ⇒ 放送事業者 14.2%, 製作会社 39.6%]

- 繁忙等の理由により、紙の契約書の交付が納品後に行われるケースもある。契約書等には必要事項が記載されていれば足り、必ずしも紙媒体で交付される必要はないのではないか。【アニメ下請関係】

2. 取引価格の決定

- [フォローアップ調査における回答割合の違い（事前協議の有無）について] 取引価格の設定に関するやり取りについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない（場合があった）」と回答した社があったのではないか。特に、長年にわたり同一内容で継続している取引について、「協議」が疎かになっているケースもあったのではないか。

[総務省平成29年度フォローアップ調査「取引価格の決定について事前に協議をしていない場合があった」 ⇒ 放送事業者 0.9%, 製作会社 27.2%]

- 取引価格の協議が行われていないというケースや、受注額が受注時に決まっておらず納品後あるいは支払い時に初めて判明するケースがあるのではないか。【アニメ下請関係】

論点整理 ②

3. 著作権の帰属

- [フォローアップ調査における回答割合の違い（事前協議の有無）について] 著作権及び窓口業務の取扱いに関するやりとりについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない（場合があった）」と回答した社があったのではないか。特に、著作権法の基本的な解釈に基づき、“完パケ”的な場合は製作会社に、役務委託の場合は放送事業者に著作権が帰属すると認識されている場合で、さらにそれらが契約書面に記載されている場合などにおいて、改めて協議をしない、あるいは協議が疎かになっているケースもあったのではないか。

[総務省平成29年度フォローアップ調査「著作権の取扱いについて事前に協議をしていない場合があった」⇒放送事業者 9.1%、製作会社 33.1%]

4. 取引内容の変更・やり直し

- [フォローアップ調査における回答割合の違い（不当なやり直し、追加費用の支払い等の有無）について] 取引内容の変更及びやり直しに関する案件について、放送事業者は「不当とはいえない」あるいは「責任は製作会社側にあった」と捉える一方で、製作会社は「不当といえる」あるいは「責任は放送局側にあった」と捉えて回答した社があったのではないか。（「不当」の捉え方の違い）

[総務省平成29年度フォローアップ調査「書面に記載のない事務等の追加発注・やり直しを要請した（された）」⇒放送事業者 3.0%、製作会社 15.2%]

- 受注者に責任がないやり直しについて、その費用を受注者に負担させられるというケースがあるのではないか。【アニメ下請関係】

論点整理 ③

5. その他

- 「派遣」と「業務委託」、「下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）」と「下請法の対象とならない取引（業務委託（再委託を除く。））」の相違に関する理解・認識が十分徹底されていないケースがあったのではないか。
- 放送番組（アニメ）の製作取引について、放送事業者と製作会社の双方が参加する製作委員会方式が主流になってきている現状を踏まえ、放送局の「優越的地位」の捉え方について議論を深めるべきではないか。【アニメ元請関係】
- 企画段階や各作業工程での手戻りやこだわりによる全体スケジュールの遅れが発生しているケースがある。全体のスケジュール管理の不十分さが、長時間の作業や制作費の圧迫などの事業環境の悪化を引き起こしているのではないか。【アニメ下請関係】
- 経産省ガイドラインの認知度が低いため、簡易版ガイドラインを作成するなど分かりやすい周知が必要ではないか。【同上】



《対応の方向性（案）》

- ⇒ ガイドライン（放送コンテンツ、アニメ）の見直し（ガイドラインの周知徹底方策の検討を含む。）
 - 大きなテーマ毎に分かりやすく再構成・整理、事前協議の重要性を強調、ベストプラクティスを紹介 等
- ⇒ 自主行動計画の改定
- ⇒ 推進協議会、総務省等が主催する今後の研修会等における周知・啓発の強化
- ⇒ フォローアップ調査の質問内容等の見直し 等